

富山県税のご案内

県税の種類

税には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があります。地方税は、さらに「都道府県税」と「市町村税」に分かれます。ここでは、みなさんの暮らしの中で負担していただいている県税をご紹介します。

個人県民税

県の行政サービスに必要な費用を広く県民の方々に負担していただく税金です。

個人県民税と個人市町村民税を併せて一般に「個人住民税」と呼ばれており、市町村が賦課徴収を行っています。（平成19年度から水と緑の森づくり税が加算されています。）

法人県民税

個人県民税と同じように、県行政に必要な費用を法人にも負担していただくという趣旨の税金です。

（平成19年から水と緑の森づくり税が加算されています。）

県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割

県民税には、個人県民税、法人県民税のほか、支払いを受ける利子の額に応じて負担する「利子割」、配当等の額に応じて負担する「配当割」、株式等の譲渡所得の額に応じて負担する「株式等譲渡所得割」があります。

個人事業税

事業を営む人は、道路や港湾などの公共施設を利用したり、いろいろな行政サービスを受けて事業活動を行っています。そこで、行政経費の一部を受けた利益に応じて負担していただくために事業税が設けられています。事業税には個人事業税と法人事業税があります。

法人事業税

個人事業税と同じように、法人も県行政に必要な経費を負担していただくという趣旨の税金です。

平成16年度からは、外形標準課税制度が適用されています。

地方消費税

地方分権の推進、地域福祉の充実などのため創設されたもので、商品やサービスの提供（国内取引）や輸入取引にかかる税で、平成9年4月1日から施行されました。国内取引にかかるものを「譲渡割」、輸入取引にかかるものを「貨物割」といいます。

自動車税・自動車取得税

自動車税は、自動車の所有に対して課税される財産税的性格のものですが、道路の使用に対する負担税という性格も持っています。自動車取得税は、自動車の取得に対して課税する流通税の一種です。

軽油引取税

軽油の引取り等に対して、その引取り等を行った者に課税されます。

不動産取得税

不動産（土地、建物）を取得された方が、その不動産の所在する都道府県に、一度だけ納めていただく税金です。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用に対し、その利用者に課税されます。

鉱区税

一定の区域（鉱区）で鉱物を採掘する権利（鉱業権）が与えられていることに対して課税される税金です。

狩猟税

狩猟者登録を受ける方に課税され、鳥獣の保護や狩猟行政に要する費用に充てられる目的税です。

県たばこ税

たばこの製造業者や輸入業者などが県内の小売店にたばこを売り渡すときにかかるもので、たばこの代金に含まれています。

納税カレンダー

| 月 | 県 税 |
|-----|--------------------------------|
| 4月 | |
| 5月 | 自動車税、鉦区税 |
| 6月 | |
| 7月 | 不動産取得税（前年に家屋を新築や増築などにより取得された方） |
| 8月 | |
| 9月 | 個人事業税第1期 |
| 10月 | |
| 11月 | 個人事業税第2期 |
| 12月 | |
| 1月 | 県民税株式等譲渡所得割 |
| 2月 | |
| 3月 | |

| | |
|----|--------------------------------|
| 毎月 | 県民税利子割 |
| | 県民税配当割 |
| | 県たばこ税 |
| | ゴルフ場利用税 |
| | 軽油引取税 |
| 随時 | 法人県民税 |
| | 法人事業税 |
| | 地方消費税 |
| | 不動産取得税（土地や中古家屋を取得された方） |
| | 自動車取得税 |
| | 狩猟税 |
| | 自動車税（4月1日以降翌年2月末日までに新たに所有された方） |

- ・個人県民税は個人市町村民税と併せて市町村に納めていただきます。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

県税に関する窓口 受付時間： 8:30～17:15（土・日・祝日及び年末年始を除く。）

富山県総合県税事務所

○県税全般に関すること（ただし、自動車税及び自動車取得税を除く。）

住所：〒930-8548 富山県富山市舟橋北町 1-11 富山総合庁舎内

電話：076-444-4627

ホームページアドレス：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1140/index.html

自動車税センター

○自動車税及び自動車取得税に関すること

住所：〒930-0922 富山県富山市新庄町馬場 39-6

電話：076-424-9211（代）

その他の窓口

○納税証明書の交付、県税の窓口収納、その他県税に関する一般的な相談対応

- ・高岡相談室 住所：〒933-0806 高岡市赤祖父 211 高岡総合庁舎内 電話：0766-21-5182
- ・魚津相談室 住所：〒937-0863 魚津市新宿 10-7 魚津総合庁舎内 電話：0765-24-5182
- ・砺波相談室 住所：〒939-1386 砺波市幸町 1-7 砺波総合庁舎内 電話：0763-33-5182